

変更届提出書類一覧(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

■届出について

- 届出の期限は変更日から 10 日以内となっています。
- 届出方法は原則として電子申請となります。電子申請届出システムから申請してください。

■電子申請届出システム利用時の留意事項

- 書類作成担当者の連絡先が事業所(施設)の連絡先と異なる場合は、届出情報確認画面の「備考」の欄に書類作成担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
- 付表情報入力画面において、「変更前の内容(添付ファイル等)」の欄には今回変更が生じる前の内容を、「変更後の内容(添付ファイル等)」の欄には、今回変更が生じた内容を必ず入力してください(入力が無い場合は、出力される変更届出書の変更前・変更後の欄が空欄となってしまいます)。
- 添付ファイルのアップロード欄が不足する場合は、「予備 1」及び「予備 2」の欄を使用してください。なおもアップロード欄が不足する場合は、「平面図 2~5(予備)」などの空いた欄を使用してください。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出・添付書類の提出が必要となります。

提出書類	留意点
<input type="checkbox"/> 変更届出書(別紙様式第一号(五)) ※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項(付表第一号(八)、(九)又は(十)) ※1 ※2 ※3 <input type="checkbox"/> 添付書類 ※4	※2:変更のない項目についても、省略せずに入力してください。 ※3:併設施設の有無により様式が異なります。 ※4:変更する事項により必要な添付書類が異なりますので、下表から確認してください。

変更する事項	添付書類	留意点
事業所の名称	<input type="checkbox"/> 運営規程 <⑥単独で設置又は⑦・⑧に該当しない場合> <input type="checkbox"/> 老人デイサービスセンター等変更届出書 <⑨特別養護老人ホームと併設の場合> <⑩特別養護老人ホーム以外の規定の施設と併設の場合> <input type="checkbox"/> 老人福祉法に基づく届出は不要 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※規定の施設又は事業所(他の変更する事項についても同様) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護 </div> *事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のようない場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。 事業所番号が変更になる場合は、 <u>事前にご相談ください</u> 。
事業所の所在地移転	改めて事前協議が必要となりますので、 <u>移転を予定される時点でお早めにご相談ください</u> 。	補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と <u>事前に協議してください</u> 。
建物の構造、区画の変更	<input type="checkbox"/> 平面図(各部屋の用途、面積を明示) <input type="checkbox"/> 居室面積等一覧表(参考様式4)※1 <⑥単独で設置又は⑦・⑧に該当しない場合> <input type="checkbox"/> 老人デイサービスセンター等変更届出書 <⑨特別養護老人ホームと併設の場合> <⑩特別養護老人ホーム以外の規定の施設と併設の場合> <input type="checkbox"/> 老人福祉法に基づく届出は不要 *補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と <u>事前に協議してください</u> 。	※1:区画の変更により面積が変わる場合で、 <u>平面図に面積が明示されていない場合のみ提出してください</u> 。 *居室等の区画が変更になる場合、 <u>事前協議が必要です。必ず、事前にご相談ください</u> 。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	添付書類	留意点
運営規程	<p>①定員の変更 <input type="checkbox"/>運営規程 <input type="checkbox"/>従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日から4週間分、従業者全員分で作成) <input type="checkbox"/>資格を証する書類の写し<u>(医師、生活相談員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員)</u></p> <p><④単独で設置又は④・⑤に該当しない場合> <input type="checkbox"/>老人デイサービスセンター等変更届出書 <⑤特別養護老人ホームと併設の場合> <⑥特別養護老人ホーム以外の規定の施設と併設の場合> <input type="checkbox"/>老人福祉法に基づく届出は不要</p> <p>②通常の送迎の実施地域 <input type="checkbox"/>運営規程</p> <p><④単独で設置又は④・⑤に該当しない場合> <input type="checkbox"/>老人デイサービスセンター等変更届出書 <⑤特別養護老人ホームと併設の場合> <input type="checkbox"/>老人居宅生活支援事業変更届出書 <⑥特別養護老人ホーム以外の規定の施設と併設の場合> <input type="checkbox"/>老人居宅生活支援事業変更届出書</p> <p>③その他利用料等 ※1、他の変更 ※2 <input type="checkbox"/>運営規程</p>	<p>※1: 利用者等への説明のためにも、その根拠や積算方法等について明確にしておいてください。</p> <p>※2:生活相談員や介護職員等の人数に変更があった場合でも、その都度の届出は不要ですが、事業所内で運営規程の整備をお願いします。また、本市ホームページに運営規程のモデル様式を掲載していますが、制度改正等によりモデル様式を改定する場合がありますので、適宜ホームページの確認をお願いします(指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません)。</p>
管理者の氏名及び住所	<input type="checkbox"/> 資格を証する書類の写し(生活相談員を兼務する場合) <p><④単独で設置又は④・⑤に該当しない場合> <input type="checkbox"/>老人デイサービスセンター等変更届出書 <⑤特別養護老人ホームと併設の場合> <input type="checkbox"/>老人居宅生活支援事業変更届出書※1 <⑥特別養護老人ホーム以外の規定の施設と併設の場合> <input type="checkbox"/>老人居宅生活支援事業変更届出書※1</p>	<p>婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合は提出が必要です。</p> <p>※1: 引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合は提出不要です。</p>
協力医療機関の名称・契約内容の変更	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約書の写し	
事業所の電話・FAX 番号、メールアドレス	<p><u>※本事項についてはシステムでの入力のみとなります。</u></p>	
介護給付費算定に係る体制(加算項目)	<p>*詳細については、本市ホームページの様式集「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」をご参照ください。</p>	<p>届出を受理した日が属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)からの算定開始となります。</p>

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、法人単位での届出となります。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、「法人情報に係る一括変更届出」から申請してください。

変更する事項	添付書類	留意点
法人の名称 法人所在地	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書の写し ※1 <④单独で設置又は④・⑤に該当しない場合> <input type="checkbox"/> 老人福祉法に基づく届出は不要 <④特別養護老人ホームと併設の場合> <input type="checkbox"/> 老人居宅生活支援事業変更届出書 <⑤特別養護老人ホーム以外の規定の施設と併設の場合> <input type="checkbox"/> 老人居宅生活支援事業変更届出書 * 業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です(届出先は枚方市とは限りません。詳細は次ページをご覧ください)。	法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。 ※1:現在事項証明書は不可
法人代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書の写し ※1 * 業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です(届出先は枚方市とは限りません。詳細は次ページをご覧ください)。	法人役員の変更については、届出不要です。 ※1:現在事項証明書は不可
法人の電話・FAX番号	<u>※本事項についてはシステムでの入力のみとなります。</u> * 業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です(届出先は枚方市とは限りません。詳細は次ページをご覧ください)。	

◆業務管理体制の届出事項などの変更に係る手続きのご案内

- ・法人情報などの届出事項に変更があった場合は、業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きが必要です。
- ・枚方市が届出先とは限りませんので、届出先の行政機関の区分は「1. 届出先について」を確認してください。

1. 届出先について

法人の介護サービス事業の事業展開地域により、次のとおり届出先の行政機関は異なります(枚方市が届出先とは限りません)。手続きの方法などは、届出先の行政機関に確認のうえ、手続きを行ってください。

区分	届出先など
① すべての事業所・施設が枚方市の区域にのみ所在する事業者	枚方市 福祉指導監査課 電話:072-841-1468(直通) ※届出方法などは次の「2. 枚方市が届出先の場合の届出について」をご覧ください。
② すべての事業所・施設が大阪府内の2以上の市町村の区域に所在する事業者	大阪府 介護事業者課 電話:06-6941-0351(代表)
③ 事業所・施設が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
④ 事業所・施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省 介護保険指導室 電話:03-5253-1111(代表)

2. 枚方市が届出先の場合の届出について

変更があった事項	届出方法	提出書類など	留意点
① 法人の名称、所在地及び種別 ② 法人の電話及びFAX番号 ③ 法人代表者の氏名、住所、生年月日及び職名 ④ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ※事業所名称及び所在地等については、事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、かつ、整備する業務管理体制が変更(事業所等の合計数が①1以上20未満②20以上100未満③100以上のいずれかの区分から、他の2つの区分のいずれかに変更)された場合のみ、枚方市への届け出が必要です。詳細につきましては、下記の枚方市ホームページをご確認ください。	「届出システム」で行う場合	・ 変更があった事項などを「届出システム」に入力 ※ 入力などの方法については、枚方市ホームページに掲載している「届出システム操作マニュアル」を確認してください。	・ 届出完了の旨がメールで「届出システム」から送信されます。 ・ 事業者(法人番号)がわからない場合は【1. 届出先について】の①枚方市福祉指導監査課までお問い合わせください。
	「電子メール」又は「郵送」で行う場合	・ 介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)(様式第13号) ※ 枚方市ホームページに掲載している「記入要領」を確認してください。	・ できるだけ「届出システム」で届出を行ってください。 ・ 事業者(法人)番号が変更になる場合を除き、届出完了の旨の通知は行いません。通知等がいる場合は「届出システム」で届出を行ってください。

※業務管理体制の枚方市への届け出等については、枚方市ホームページの「ページ番号検索」で「32603」と検索してください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/>

32603

表示

